

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	○ 三重県指定有形文化財の指定	文化財保護室	1 頁
	○ 三重県指定史跡の指定	文化財保護室	1 頁
	○ 三重県指定有形文化財の追加指定	文化財保護室	2 頁
	○ 三重県指定史跡の追加指定	文化財保護室	2 頁
お知らせ	○ 一般競争入札について	学校施設室	2 頁

告 示

三重県教育委員会告示第10号

三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定します。

平成18年3月17日

三 重 県 教 育 委 員 会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
工芸品	林コレクション萬古焼	53点	四日市市安島1丁目3-16	四日市市
工芸品	短刀 銘 藤正	1口	四日市市安島1丁目3-16	四日市市
彫 刻	木造薬師如来坐像	1 軀	伊勢市宮後3丁目7-7	養草寺
考古資料	初期須恵器・韓式系土器(六大A遺跡出)	107点	多気郡明和町竹川503	三重県

三重県教育委員会告示第11号

三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)第35条第1項の規定により、次のとおり三重県指定史跡に指定します。

平成18年3月17日

三 重 県 教 育 委 員 会

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
史 跡	有節萬古窯跡	三重郡朝日町小向字名谷 国土調査法(昭和26年法律第180条)による第VI座標系を基準とする P 1(X=-106,806.198m Y=60,617.373m)、P 2(X=-106,809.104m Y=60,614.290m)、P 3(X=-106,810.588m Y=60,614.032m)、 P 4(X=-106,817.408m Y=60,604.650m)、P 5(X=-106,818.858m Y=60,604.265m)、P 6(X=-106,826.293m Y=60,597.194m)、 P 7(X=-106,827.775m Y=60,597.047m)、P 8(X=-106,831.821m Y=60,596.070m)、P 9(X=-106,843.491m Y=60,587.993m)、 P 10(X=-106,859.787m Y=60,604.855m)、P 11(X=-106,857.346m Y=60,626.716m)、P 12(X=-106,847.511m Y=60,636.759m)、 P 13(X=-106,805.966m Y=60,619.938m)を順に結ぶ直線によって囲ま れる範囲	朝日町小向地区 丘陵地土地区画 整理組合
史 跡	琴平山古墳	名張市赤目町檀字横山602-1のうち4,505㎡、605、664-3のうち16㎡、 690-1のうち811㎡、690-3のうち345㎡、690-4のうち387㎡、690- 6のうち488㎡	八幡神社 仲 哲雄

三重県教育委員会告示第12号

三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財を追加指定し、員数を変更します。

平成18年3月17日

三重県教育委員会

	種別	名称	員数	所在地	所有者
追加指定	歴史資料	松浦武四郎関係資料	539点	松阪市小野江町383	松阪市

	種別	名称	員数	所在地	所有者	指定日
変更前	歴史資料	松浦武四郎関係資料	305点	松阪市小野江町383	松阪市	平成4年2月21日
変更後			844点			

三重県教育委員会告示第13号

三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)第35条第1項の規定により、次のとおり三重県指定史跡を追加指定し、所在地等を変更します。

平成18年3月17日

三重県教育委員会

	種別	名称	所在地	所有者
追加指定	史跡	白鳥塚古墳	鈴鹿市石薬師町字北松塚3153-4、 3153-23、3153-7のうち1,035.7㎡、 3153-25のうち365.6㎡ 鈴鹿市加佐登町字椎山2008-1のうち572.5㎡	加佐登神社、岡田 崇、エービー産業

	種別	名称	所在地	所有者	指定日
変更前	史跡	白鳥塚古墳	鈴鹿市石薬師町字北松塚3152	加佐登神社	昭和12年11月10日
変更後			鈴鹿市石薬師町字北松塚3152、3153-4 3153-23、3153-7のうち1,035.7㎡、 3153-25のうち365.6㎡ 鈴鹿市加佐登町字椎山2008-1のうち572.5㎡	加佐登神社、 岡田 崇、 エービー産業	

お 知 ら せ

平成18年3月14日付け三重県公報第1760号に「一般競争入札を行う旨」が次のように掲載されました。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により公告します。

平成18年3月14日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

- ア 北部地域に係る 県立学校施設等の自家用電気工作物の保安管理業務
- イ 中部地域に係る 県立学校施設等の自家用電気工作物の保安管理業務

ウ 南部地域に係る 県立学校施設等の自家用電気工作物の保安管理業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までとします。

(4) 委託業務履行場所

(1)のア 三重県立桑名高等学校ほか26施設

(1)のイ 三重県立津高等学校ほか26施設

(1)のウ 三重県立松阪高等学校ほか27施設

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次に掲げる証明書等を平成18年3月22日(水)午後5時まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)に4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (5) 委託業務を適切に実施することが担保されていることを確認できる書類(監督官庁に提出した「5年以上の実務証明書」の写し)
- (6) 委託業務実施に当たって故意または過失によって、委託者または第三者に与える恐れがある損害(委託者または第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等)について、損害賠償保険に加入している場合は、その保険証の写し。加入していない場合は、保証能力を証明できる書類(貸借対照表等)
- (7) 非常災害発生時の動員人数、車輛台数及び主な使用機材を表記した非常動員体制に関する資料
- (8) 営業所、事務所等の拠点の所在地を明示した資料

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒512-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局学校施設室 担当 森岡

電話 059-224-2955

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成18年3月14日(火)から同月20日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時までの間に配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 1の(1)のア 平成18年3月24日(金) 午後1時

1の(1)のイ 平成18年3月24日(金) 午後1時30分

1の(1)のウ 平成18年3月24日(金) 午後2時

場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁 7階 第1会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

(4) 本入札は、予算の議決をされるものとして公告します。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
森田印刷株式会社